

成年後見制度利用促進専門家会議
第2回 成年後見制度の適切な運用に係るワーキング・グループ

裁判所における適切な後见人等の 選任・交代等に係る取組について



令和8年7月21日

最高裁判所事務総局家庭局

裁判所における 取組の状況

取組の状況①（適切な後見人等の選任・交代）

- 【補足】 本人情報シートによる情報の収集 **NEW!**

取組の状況②（苦情等への対応、地域連携ネットワーク）

- 【補足】 後見人等に関する苦情等への適切な対応 **NEW!**

取組の状況③（身上保護事務の監督、適切な報酬算定）

- 【補足】 報酬実情調査について **NEW!**

裁判所における取組の状況①

適切な後見人等の選任・交代



【適切な後見人等の選任に向けた取組】

家庭裁判所において、

- 受任者調整会議の見学を行うなど、申立前の権利擁護支援やチーム支援の実情について理解
- 個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、福祉・行政等の関係機関との間で、後見人等を選任する際の考慮要素や後見人等候補者のイメージを共有
- 専門職の職種選定や選任形態について、裁判所内部の研究会等における意見交換を通じてイメージを共有《自律的検討》



【適切な後見人等の交代に向けた取組】

令和7年4月から、後見等事務報告書の統一書式（定期報告用）に、「課題の解決状況」を始めとする今後の後見事務の方針を記載する欄を設定

⇒家庭裁判所・後見人等において、課題の状況を把握する契機となり、後見人等による自発的な交代の要否の検討等につながることを期待されている

【補足】本人情報シートによる情報の収集

これまでの取組

- 本人情報シートの各家庭裁判所への提出割合は、概ね 9 割前後で推移（シートを作成・提出する運用は全国的に定着）
- 本人情報シートの記載から本人の抱える課題が窺える場合に、家庭裁判所において適切な後見人等を選任するための資料としても活用
- 裁判所内部の研究会等において、後見人等選任の場面で、本人情報シート等から把握できる支援チームの形成状況を考慮することの重要性について、意見交換し認識共有

今後の取組

法改正を受けて、補助開始時のみならず、取消しや補助人等の解任（交代）等の判断に必要な事情を適切かつ合理的に収集・取得する方法に関する運用が検討されていく見込み
⇒運用の検討が進められる中で、その運用の在り方に見合った形で、本人情報シートの改訂の可否等についても検討

裁判所における取組の状況②

後見人等に関する苦情等への適切な対応



福祉・行政等の関係機関から、後見人等に関する情報提供を受ける際の運用上の工夫等につき、裁判所内部の研究会等において意見交換

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり



家庭裁判所において、

- 受任者調整会議の見学や模擬事例の検討等を通じて、後見人等の選任イメージを共有
- 自治体等に対する講師派遣や統計データの提供
- 自治体等が主催する「協議会」（個別事案を取り扱う会議は除く）の傍聴・見学（支部・出張所を含む。また、オブザーバーとして参加する場合を含む。）

【補足】後見人等に関する苦情等への適切な対応

後見人等に関する苦情等への適切な対応（第二期計画 14 頁）

家庭裁判所には、後見監督の一環として、後見人等が本人のためにその職務を適切に行うよう、その職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言・指導を行うことが予定されている。そのため、家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待される。

裁判所における取組

- 司法機関である家庭裁判所は、解任権等の判断作用を背景に、後見人等を監督する立場
- 後見人等に解任事由（不適正・不適切な事務）が窺われる場合、後見人等に指導を実施する場合があります、家庭裁判所が解任の心証を抱いた場合は、後見人等に辞任を促すこともあり得る
 - 解任事由が窺われない場合に、家庭裁判所として、指導・監督をすることはしない



重要なのは、中核機関、専門職団体、家庭裁判所など、関係機関が果たすべき役割について相互に認識を共有した上で、自らの役割を十分に果たすために、どのように連携していくかを考えること

【これまでの取組】

- 不適正・不適切な後見事務が窺われる場合、家庭裁判所は、司法機関として、適切に監督
 - 後見人等に解任事由が窺われる場合に、福祉・行政等の関係機関から、どのような情報をどのような方法で提供していただく必要があるかについて、裁判所内部で自律的に検討
- ※これらの取組の前提として、支援チームの形成支援機能が十分に発揮され、また、家庭裁判所においてそこで示された情報を十分に考慮した上で適切な後見人等の選任を行うことが期待（苦情を生じさせないための土壌づくり）

裁判所における取組の状況③

適切な身上保護事務の監督

その検討内容も踏まえた身上保護事務に係る適切な報酬算定



- 後見人等の意思決定支援に対する意識向上の契機となるよう、適切な身上保護事務の監督の在り方について、裁判所内部の研究会等において意見交換
- 身上保護事務に係る適切な報酬算定の在り方について、一連の身上保護事務のプロセス全体を見て評価することなど、裁判所内部での議論を継続

報酬実績の公表

利用者にとっての予測可能性を確保するため、令和8年3月に、全国の家庭裁判所において認容で終局した報酬付与申立事件の報酬付与額の分布を公表

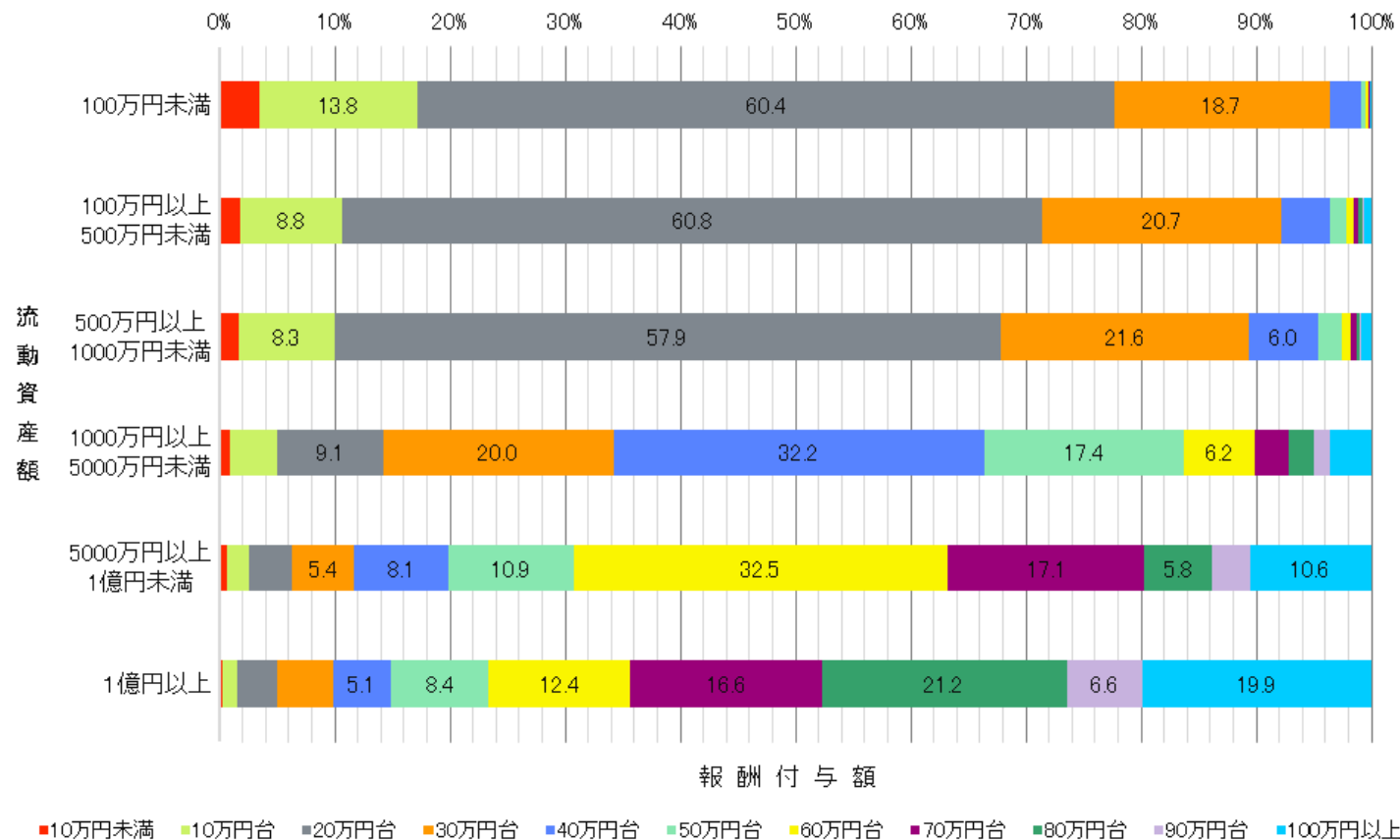


https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/koukenhousyukekka/index.html



【補足】報酬実情調査について

1 令和7年度報酬実情調査抜粋（親族以外の成年後見人・付加報酬の求め有り）



最高裁判所家庭局
「報酬に関する実情調査の集計結果について（令和7年7月から12月まで）」より

2 今後の公表予定

- 令和8年1月から12月までの集計分・・・令和9年3月に公表予定
- 令和9年以降・・・法改正後の運用の在り方等を踏まえて検討